

厚生労働省
和歌山労働局発表

平成23年9月13日(火)

担	厚生労働省 和歌山労働局労働基準部賃金室
当	労働基準部長 佐藤 博樹 賃金室長 井上 剛宏 TEL 073-488-1152

平成23年度の「和歌山県最低賃金」の改正について

— 1円の引上げ 時間額685円 —

和歌山労働局長（神田義宝）は、和歌山県内の事業場で働く全ての労働者に適用される「和歌山県最低賃金」について、本日、下記のとおり時間額685円とする改正決定を官報公示した。

これにより、和歌山県最低賃金については、平成23年10月13日から685円に引き上げられる。

今後、和歌山労働局においては、改正後の和歌山県最低賃金について、県内の事業場はもとより広く県民に周知を図ることとする。

記

改正年月日	平成23年9月13日
時間額	685円
引上額（対前年）	1円
引上率（対前年）	0.15%
効力発生效年月日	平成23年10月13日

*過去の改正状況については別紙のとおり

地 域 別 最 低 賃 金 額 の 推 移

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
時間額	652円	662円	673円	674円	684円
引上額 (対前年)	3円	10円	11円	1円	10円
引上率 (対前年)	0.46%	1.53%	1.66%	0.15%	1.48%
効力発生 年月日	平成18年10月1日	平成19年10月20日	平成20年10月31日	平成21年10月31日	平成22年10月29日